

## 日本栄養・食糧学会誌投稿規定（令和4年7月16日改訂）

1. 本誌に掲載する投稿論文は、栄養・食糧に関する、報文、速報、研究ノート、資料、論壇とする。また総説、講座、書評、栄養・食糧学研究—最近の動向—は原則として依頼原稿とする。投稿者（共著の場合は筆頭著者および連絡者）は本学会員に限る。また、投稿に当たっては、全ての著者が投稿に同意し、かつ原稿の内容について責任を持たなければならない。
  2. 報文、速報、研究ノートは、原著として他誌に未発表なものに限る。報文は、独創的研究で新しい事実と価値ある結論を有するもので、栄養・食糧学の進歩に貢献するものとする。速報は、とくに速やかに発表することにより学術的に貢献できる内容を含むものとする。研究ノートは、報文より短い新しい事実や価値ある結論の含まれるものとする。資料は、適切な分析法による多くの食品成分分析あるいは適切な調査法による有用な結果など、公表により学会員の研究・実践活動に有用な情報を含むものとする。論壇は、栄養・食糧学において新しい概念を提起しうる内容を含むものとする。
  3. 依頼原稿を除く投稿論文は、通常2名以上の査読者による査読を行い、編集委員会での審議を経たうえで採択を決定する。ただし編集委員長により否と判断された場合はその限りではない。
  4. 本誌に掲載される総説、報文、速報、研究ノート、資料等は、インターネット上等にて公開される。
  5. 掲載された論文は冊子体、電子媒体等いかなる形式であっても、その著作権は日本栄養・食糧学会に属する。すでに著作権を有する論文は受理されない。
  6. ヒトを対象にした研究は、世界医師会総会（World Medical Assembly）にて承認されたヘルシンキ宣言（1964年承認、2013年修正）の精神に則るとともに、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、令和3年6月30日施行）に従って行われなければならない。これに該当する投稿論文では倫理審査委員会等で承認された旨を明記しなければならない。また、動物を用いた研究は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年4月28日環境省告示第88号、最終改正平成25年環境省告示第84号）等を遵守して行われた研究でなければならない。これに該当する投稿論文では適切な動物実験倫理規定等に則って行い、動物実験倫理審査委員会等で承認された旨を明記しなければならない。なお、これら審査委員会における承認番号または承認日を明記すること。一般的にジエチルエーテル（diethyl ether）は動物の麻酔に使用されるべきではない。もし、ジエチルエーテルの当該使用を回避できない場合は、投稿論文の中で、その理由を明記しなければならない。それを受けて、
- 上記基準および委員会承認ならびに規程との適合性について、編集委員会が検討する。ヘルシンキ宣言および環境省告示第84号は各巻第1号に掲載している。
7. すべての著者の利益相反状態について、日本栄養・食糧学会が定める指針等に従い、投稿時に「日本栄養・食糧学会誌：自己申告によるCOI報告書〈様式1B〉」により届け出るとともに、論文で「投稿規定の細則」に従い開示すること。
  8. 報文その他の掲載は原則として受理順によるが、その採否ならびに順序は編集委員会の判定による。また、編集委員会は原稿中の字句についての加除修正を行うことがある。
  9. 原稿はオンライン査読システムに直接投稿すること。  
(<http://mc.manuscriptcentral.com/jsnfs>)  
投稿方法の詳細は投稿画面中の「投稿マニュアル」に従って行うこと。オンラインの入力方法は適宜変わるので事前に「投稿マニュアル」を確認することが望ましい。
  10. 報文は刷上がり5頁（図、表、写真などを含め、40字×25行で10枚程度）、速報は刷上がり2頁（同4枚程度）、研究ノートおよび資料は刷上がり3頁（同6枚程度）以内は無料掲載とする。この頁を超える場合は超過分に要する実費を申し受ける。
  11. 別刷は有料とする。ただし、別刷は依頼総説および栄養・食糧学研究—最近の動向—に限り30部を贈呈し、それ以上は著者負担とする。別刷の郵送料は別に申し受ける。
  12. 投稿原稿の記載は「投稿規定の細則」（各巻1号に掲載。ただし62巻は2号に掲載）による。総説、報文、速報、研究ノート、資料は400字程度の和文要旨および200語程度の英文要旨をつけ、その後には和文・英文それぞれ5個以内のキーワードをつける。  
投稿はオンライン査読システムにて、本文（和文英文要旨を含む）ファイル、図表ファイルを個別にアップロードする。但し総容量最大20MBまでとする。
  13. 投稿原稿についての問い合わせは、原則として電子メールまたは文書で行う。  
**E-mail: [henshu@jsnfs.or.jp](mailto:henshu@jsnfs.or.jp)**
- 附 則 この規定は、平成23年10月より施行する。
2. 平成27年1月1日より施行する。ただし平成27年12月31日まで適用を猶予する。
  3. 平成28年1月1日より施行する。ただし平成28年12月31日まで適用を猶予する。
  4. 平成29年7月9日より施行する。ただし平成29年12月31日まで適用を猶予する。
  5. 令和3年7月17日より施行する。
  6. 令和4年7月16日より施行する。